

パブリックコメント（意見公募）の実施結果について

- ・案 件 名 伊東市散骨場等の経営の許可等に関する条例（案）
- ・実 施 期 間 平成２７年１０月１６日（金）～平成２７年１１月１６日（月）
- ・担 当 課 市民課
- ・意見提出数 １人・９件
- ・頂いたご意見の内容と市の考え方

番号	項 目	意 見 内 容	市 の 考 え 方
1	総論	・「条例（案）」の具体的な内容について記述した上で、市民に示し意見を聞くべきだと思います。	・本条例を制定するに当たり、基本的な考え方として制定の趣旨や概要をよりわかりやすく説明したもので大筋は理解していただける内容となっているものと理解しています。
2	（定義）	・海洋散骨、空中散骨、樹木葬等に関しても本条例の範疇であることを明示する必要があると思います。 ・「事前協議」「助言」「指導」「地元住民」「地元自治会」及び「同意」の定義を明示する必要があると思います。	・個別の散骨方法を明示してありませんが、「散骨場等」という表現で散骨場及び墓地に類似する施設を包括したものです。 ・「事前協議」については、事前協議書の内容に関して、条例及び施行規則で定めます。 ・「助言」、「指導」、「地元住民」、「地元自治会」に関しては、齟齬が生じないよう取扱います。なお、「助言」と「指導」は類似することから、「助言」は削除します。

			・同意に関しては、施行規則で許可申請の際に同意書の添付を定めます。
3	(経営等の許可)	・行政の都合のよい恣意性を排除し、政策としての方向性を明らかにしておくために、許可の基準をあらかじめ条例にうたっておくことが必要だと思います。	・許可の基準については、条例で定めます。
4	(事前協議)	・「事前協議」の性格を明示しておくべきだと思います。 ・(経営の許可)の条において、条件を付すことができますが、このことと、「助言」「指導」の区別を明確にする必要があると思います。 ・また、「助言」「指導」は口頭ではなく、文書で行うことを明示する必要があると思います。	・「事前協議」については、事前協議書の内容に関して、条例及び施行規則で定めます。 ・事前協議においては「指導」とし、経営の許可においては「条件」とします。なお、「指導」は、当然のこと文書で行うこととします。
5	(標識の設置)	・標識の設置が、事前協議の前なのか後なのかを明示する必要があると思います。 - また、標識の大きさ、記載事項、設置場所も明示する必要があると思います。	・標識の設置場所、設置期間については、条例で定めます。また、事前協議書の様式を施行規則で定めることとし、その項目において標識の設置予定年月日の記載を義務付けており、事前協議後の標識設置が基本となります。 ・標識の大きさ、記載事項は施行規則で定めます。
6	(事前説明会の開催)	・説明会の開催時期は、事前協議の後であることを明示する必要があると思います。 ・事前協議の前に地元住民等関係者との接触を禁じることを明示する必要があると思います。	・事前協議書の様式を施行規則で定めることとし、その項目において説明会の開催予定年月日の記載を義務付けており、事前協議後の事前説明会の開催が基本となります。

		・説明会で説明すべき最低の事項について明示する必要があると思います。 ・「地元住民」及び「地元自治会」の定義を明示する必要があると思います。 ・説明会開催の周知の方法について明示する必要があると思います。 また、報告すべき事項についても明示する必要があると思います。	・説明会で説明すべき最低の事項については、申請内容によって事前協議で指導するものとします。 ・事前協議の前に地元住民等関係者との接触を禁じることはできないと考えています。 ・「地元住民」及び「地元自治会」については、事前協議においてその対象を特定します。 ・説明会開催の周知の方法については、特に明示はしませんが、確実に周知するものとします。 ・事前説明会の開催後に報告書の提出を義務付けており、説明会の概要に関しての項目を様式として定めます。
7	(隣接所有者等の同意)	・同意の確認は同意書によることを明示する必要があると思います。 ・「地元住民」についても、「同意」を得る必要がある旨明示すべきだと思います。 ・同意を得られなければ許可申請を受け付けない旨を明示する必要があると思います。	・許可申請の際に同意書の添付を義務付けます。 ・「同意」に関しては、「地元自治会の同意」を削除し、「隣接する土地所有者の同意」と定めます。 ・許可申請の際に同意書の添付を義務付けます。

8	(許可の申請)	・許可の有効期限（許可を得てから事業を開始するまでの有効期限）を明示する必要があると思います。	・許可申請書の様式において「工事着手予定年月日」及び「工事完成予定年月日」の記載を義務付けており、この期限厳守が基本となります。この期間を超えるような場合は、変更許可申請が必要となります。
9	(公表)	・公表のみならず、罰金を課す罰則規定を盛り込むべきだと思います。	・参考意見として承ります。 ・現時点におきましては、罰金を課す罰則規定を盛り込むことは考えていません。